

外洋湘南 運営規則 細則

会費に関する細則

この細則は、外洋湘南運営規則第36条に基づく細則である。

第1条 会員は、運営規則第6条及び第32条に定める会費を、別紙1会費一覧表に従い当該年度（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。）の前年度の3月15日までに納入しなければならない。

第2条 会員は、会費および艇登録更新料を「金融機関口座振替払い」を用いて支払うものとする。

第3条 新入会員は、外洋湘南に対して、「金融機関口座振替払い」の開始に必要な書類を入会が認められた旨の通知の受領後30日以内に提出するものとする。

第4条 第2条に定める会費および艇登録更新料の「金融機関口座振替払い」を用いず、銀行振込などによって支払う会員は、事務手数料として別紙1会費一覧表記載の会費に3000円を加算するものとする。

2 第1項に定める事務手数料の未払いは、会費の未払いと同様の扱いとする。

第5条 会費は、外洋湘南に責めがある場合を除いて返金不能とする。但し、公益財団法人日本セーリング連盟の会費に関しては、同連盟の返金規定による。

第6条 当該年度の開始日である4月1日以降に会費が納入された場合においても、当該会費は按分されることなく別紙1会費一覧表に定める会費の全額を支払わなければならないものとする。この場合においては、事務取扱上の必要から、当該会員の会員番号は変わる事となる。

第7条 会員の連絡先である住所が不明の場合において、当該会員は金融機関口座振替払いを用いて会費等支払うことができるものとするが、当該住所（連絡先）の不明が1年以上続く場合は、翌年の金融機関口座振替払いを停止するものとする。

第8条 第5条の規定に拘わらず、本細則に基づき年会費・基金・その他の料金を前納した会員が、その年の3月31日までに退会手続を完了した場合には、送金に要する銀行手数料等を差し引いた金額を返還するものとする。

第9条 本細則の変更は、常任委員会の決議によってなされるものとする。

施行 1998年01月01日

改定 2012年05月15日

改定 2017年12月12日

改定 2021年 5月22日

別紙1 会費一覧表

《初年度会費》

正会員	15,500円	
内訳: JSAF会費		6,500円
湘南会費		4,000円
基金(関東加盟4団体)		1,000円
基金入会金(入会時のみ)		4,000円
特別会員	24,000円	
内訳: 上記正会員初年度会費		15,500円
湘南オーナー会費		3,500円
新規艇登録料		5,000円
高校生会員	3,000円	
内訳: JSAF会費		2,000円
基金		1,000円
ジュニア会員	2,500円	
内訳: JSAF会費		1,500円
基金		1,000円

*高校生会員・ジュニア会員は、湘南会費および基金入会金は免除される。

《更新時年会費》 二年目以降

正会員	11,500円	
内訳: JSAF会費		6,500円
湘南会費		4,000円
基金		1,000円
特別会員	18,000円	
内訳: 上記正会員会費		11,500円
湘南オーナー会費		3,500円
艇登録更新料		3,000円
高校生会員	3,000円	
内訳: JSAF会費		2,000円
基金		1,000円
ジュニア会員	2,500円	
内訳: JSAF会費		1,500円
基金		1,000円

*高校生会員・ジュニア会員は、湘南会費は免除される。

注:JSAF会費については、他団体からの登録者は免除される。ただし更新時においては4月1日から登録済みであること。

■入会申込書送付先、振込先、問合せ先

1. 書類送付先:JSAF 加盟団体 外洋湘南 事務局

〒168-0071 杉並区高井戸西1-3-11 作田方

2. 入会金振込先

三井住友銀行溝ノ口支店 普通 口座番号:6900283

口座名:外洋湘南 会計 作田智恵子(サクダ チエコ)

3. 問合せ先 e-mail:sorc@jsaf.or.jp

4. 参考:フリート記号

葉山:A07/江の島:A08/下田:A09/逗子:A10/熱海:A14/伊東:A18 /真鶴:A19/葉山港:A20

その他:AD9

公益財団法人日本セーリング連盟評議員候補者選出規則

公益財団法人日本セーリング連盟から、外洋湘南に対して、当該連盟の評議員候補者1名の選出の要請があった場合、以下のとおり選出するものとする。

第1条 公益財団法人日本セーリング連盟の評議員候補者として、外洋湘南の会長を選出する。

第2条 会長が評議員候補者となることができない場合、もしくは、評議員候補者とならない場合は、会長は外洋湘南の会員の中から評議員候補者を推薦し、常任委員会の決議を経て選出するものとする。なお、当該選出について、その後に開催される総会の承認を得なければならないものとする。

付則

1 この規則は外洋湘南の常任委員会の承認を得た日から発効し、改定もこれに準ずる。

施行 2004年01月12日
改定 2006年06月01日
改定 2012年05月15日
改定 2017年12月12日